

誓約・同意事項を確認し、
チェックしてください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

生活困窮者緊急生活支援金(家計急変世帯分)(以下「支援金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 支援金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 新型コロナウイルスの影響による収入の減少及び物価高騰による支出の増加がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度市町村民税均等割・所得割非課税水準相当である。
イ 令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている者のみで構成される世帯ではない。
イ (注)市町村民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 支援金(家計急変世帯分)は、食費等の物価高騰等に直面した世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、食費等の物価高騰等に直面したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

③ 支援金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所在地での支援金の受給の有無のほか、市町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤ この申請書は、市町村において支給決定をした後は、支援金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

⑥ 市町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月20日までに、市町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、支援金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

⑦ 支援金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支援金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類を確認し、不備
がなければチェックしてく
ださい。

提出書類

『生活困窮者緊急生活支援金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)

『任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名 ○ ○ ○ ○